

【案】

資料 4-3

府科事第〇〇号

令和6年12月〇日

経済産業大臣

武藤 容治 殿

総合科学技術・イノベーション会議

議長 石破 茂

令和6年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

令和6年8月29日付け20240625産第8号及び令和6年8月30日付け20240814イ第4号をもって通知のあった標記については、別紙の通り意見を述べる。

経済産業大臣宛て

令和6年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年5月18日法律第43号）第5条第2項に基づき、経済産業大臣より通知があったので、次の通り意見を述べる。

○国立研究開発法人産業技術総合研究所

【通知に対する意見】

経済産業大臣より通知があった「国立研究開発法人産業技術総合研究所の第5期中長期目標期間の終了時に見込まれる第5期中長期目標期間における業務の実績に関する評価について」及び「国立研究開発法人産業技術総合研究所の第5期中長期目標期間の終了時における業務及び組織全般の見直しについて」については、妥当である。

なお、国家安全保障及び経済安全保障の観点から、当該中長期目標期間において発生した元職員による情報漏えい事案の再発防止の対応を強化することで、安全かつ健全な研究推進の前提となる研究セキュリティ・インテグリティ等の取組を一層進めるとともに、自律的に運用できる仕組みを先駆的に構築し、特定国立研究開発法人として、取組を牽引する機能を発揮するように配慮いただきたい。